集中対策の終了及び広島県の対処方針の改正について

資料３－１

R3.2.16　広島県

１　概要

　　新型コロナウイルスの感染状況について，皆様の御協力により，全県及び広島市における各種指標が警戒基準値を下回り，安定的にステージⅠの状態となることが見込まれるため，令和３年２月21日（日）をもって「集中対策」を終了することとし，外出機会の削減や営業時間の短縮など県民・事業者に対する要請について，原則，解除する。

一方，感染リスクが高まる場面を回避する観点などから，今後も継続的に取り組むべき内容については，次のとおり「広島県の対処方針」を改正し，当該内容を追加する。

上記について，２月17日（水）に新型コロナウイルス感染症に係る広島県対策本部員会議を開催し，協議し決定する。

２　施行日

　令和３年２月22日（月）

３　広島県の対処方針の主な改正内容

1. 県民に対する要請

・緊急事態措置の実施地域等との往来自粛

・飛沫感染防止のための物理的対策の導入店舗の利用

・家庭内における感染防止（取組の実践例を別紙に追加）

・誹謗中傷・差別の禁止（記載内容を具体化）

1. 事業者に対する要請

・緊急事態措置の実施地域等との往来自粛

・飲食店等における飛沫感染防止のための物理的対策の導入及び利用の促進

（アクリル板等のパーテーションの導入促進）

1. その他

・ＰＣＲ検査の集中実施（陽性者の早期発見による感染リンクの遮断）

・季節の行事等における感染防止の働きかけ（注意喚起を別紙に追加）

別紙　第３次集中対策における要請の解除等について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 2/22以降 | 要請先 | 要請内容 |
| 広島市 | それ以外の地域 |
| 解除するもの | 県民 | ・外出機会の半減・特に21時以降は更に削減 | 外出機会の半減 |
| 事業者 | ・出勤者割合の５割削減・特に21時以降は勤務を抑制 | 出勤者割合の５割削減 |
| 酒類提供飲食店 | 営業時間を５時から21時まで（酒類提供は20時まで）に短縮 |  |
| その他施設，イベント | ・営業時間を５時から21時までに短縮・人数上限を5,000人に制限※働きかけ |  |
| 対処方針に追加して継続するもの | 県民・事業者 | ・県民は，会食の際は物理的な感染防止対策が導入されている店舗を利用・飲食店は，物理的な感染防止対策の導入 |
| 感染拡大地域との往来について，緊急事態宣言地域との往来は最大限，自粛 |
| 県民 | 家庭内における感染防止対策の実践 |